学校再編準備委員会の運営方法

鈴鹿市教育委員会事務局

1 準備委員会の公開について

「学校再編準備委員会設置要綱」第7条第2項により原則公開とします。

ただし、案件によっては、事前に委員に諮ることで、非公開とすることができるものとします。

会議録は、要点筆記・発言者無記名で教育委員会事務局が作成の 上、教育委員会ウェブサイトを通じて公開します。

2 欠席する際の取扱いについて

委員がやむを得ない理由により、会議に出席できないときは、代 理出席を認めることとします。

欠席する委員は、事前に教育委員会事務局へ報告することとします。

また、欠席する委員は、意見があるときは、あらかじめ文書などで事前に申し出ることができることとします。

3 会議の資料について

会議で使用する資料は、教育委員会事務局が作成します。

教育長は、「学校再編準備委員会設置要綱」第7条第3項により、 必要があると認めるときは、委員以外のものに対し会議への出席又 は資料の提出を求め、その意見を聴くことができることとします。

4 会議の進行について

代表者会議及び各専門部会では教育委員会事務局が進行を行います。

5 開催概要の周知について

開催日時や開催場所が決まり次第、速やかに、教育委員会ウェブサイトにて周知をします。

6 準備委員会の傍聴について

(1) 傍聴希望があった場合の対応

会場の後方等に傍聴席を設けます。

傍聴希望者は、係員の指示に従い、会場入口付近に設置する 受付において、必要事項(氏名、住所)を記入します。

なお、会議の途中で、傍聴の申し出があった場合も、同様の 取扱いとします。

(2) 傍聴席に入ることができない者 【鈴鹿市教育委員会傍聴人規則を準用】

- 酒気を帯びていると認められる者
- ・会議の妨害となるような器物を所持している者
- ・その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる 者

(3) 傍聴人の守るべき事項 【鈴鹿市教育委員会傍聴人規則を準用】

- みだりに傍聴席を離れないこと
- ・会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可 否を表明しないこと
- ・大声を発する等騒ぎ立てないこと
- 飲食又は喫煙をしないこと
- ・許可なく録画、録音、写真撮影等をしないこと
- その他、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと
- (4)係員の指示及び違反に対する措置 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければなりません。

教育長は、傍聴人が会議の運営方法に従わないときは、これを 制止し、この命令に従わないときは、これを退場させることがで きるものとします。

7 広報について

準備委員会での取組など令和8年4月の「新たな小学校」の開校 に関する取組状況等の情報は、これまでと同様に、地域向けニュー スの発行を通じて、保護者や地域の皆様にお伝えしていきます。

地域向けニュースは、鈴鹿市教育委員会のウェブサイトにも掲載していきます。

【参考】鈴鹿市教育委員会ウェブサイト掲載場所

(https://www.city.suzuka.lg.jp/kyoiku/index.html)

教育委員会のウェブサイトに は、右の二次元コードを読み込 み、アクセスできます。



鈴鹿市教育委員会

ページ番号1003064 更新日 2024年3月5E

印刷 昌 大きな文字で印刷 昌



トピックス

> 令和4年度教育委員会活動の点検・評価報告書を公表しました(12月4日)

(教育委員会からのお知らせ)を全て御覧

いただけます。

>【フルタイム会計年度任用職員】令和6年3月16日実施分(令和6年4月1日採用)

学校再編準備委員会(代表者会 議や専門部会)の開催日時と開 催場所が決まり次第、こちらに 掲載いたします。

新着更新情報

教育委員会の組織 学校 教育委員 学区一覧表·就学指定校変更制度 教育委員会事務局 > 鈴鹿市内学校メールリスト一覧 > 教育委員会活動の点検・評価 市内学校所在地·電話番号·校長名等一覧 教育委員会の傍聴 > 小中学校を転校するとき > 教育委員会フェイスブック > 小規模特認校(合川小学校)への入学・転学 > 教育委員会交際費支出状況 > 講師登録 学校再編に関わる情報は、「学校再編関係」 > 学校給食 の専用ページに集約しています。 > 学校施設 これまで発行してきた地域向けニュース > <u>各種支援制度</u>

> 校園長会資料

学校再編関係